

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（789））

2. 日時：平成30年3月20日 19時30分～20時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階南奥会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

吉村上席安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他5名

5. 要旨

（1）東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、津波による損傷の防止に関し、日本原子力発電から平成30年2月21日に提出のあった「東海第二発電所 津波による損傷の防止」及び平成30年2月20日に提出のあった「東海第二発電所 溢水による損傷の防止等」に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

○タービン建屋内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定に関し、溢水防護上のインターロックによる自動隔離について整理した上で示すとともに、タービン建屋内の浸水量の算定について整理して提示すること。

○自動隔離のインターロックについて、入力信号である「地震加速度大による原子炉スクラム信号」と「タービン建屋復水器エリアの漏洩検知器動作」との関係、また、これによる動作である「循環水ポンプ停止」と「復水器水室出入口弁閉止」との関係を整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし